

京都市水洗便所設置奨励金交付規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第27号

京都市水洗便所設置奨励金交付規程の一部を改正する規程

京都市水洗便所設置奨励金交付規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「改造する工事（）」の右に「京都市特定環境保全公共下水道条例第1条第2項第2号に規定する京北特定環境保全公共下水道の区域（以下「京北地域」という。）で行う工事を除く。」を、「接続する工事（）」の右に「京北地域で行う工事を除く。」を、「定めるしゅん工検査」の右に「又は京都市特定環境保全公共下水道条例第7条第3項に定める検査」を加え、「しゅん工検査」を「検査」に改める。

第3条の表中「しゅん工検査後」を「検査後」に改める。

第4条第1項中「様式第1号」を「第1号様式」に改める。

第6条中「様式第2号」を「第2号様式」に、「様式第3号」を「第3号様式」に改める。

様式第1号を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

受付番号		決定番号	
------	--	------	--

水洗便所設置奨励金交付申請書

年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

住 所

申請者

氏 名（記名押印又は署名）

Ⓔ

下記の場所に水洗便所を設置しましたので、京都市補助金等の交付に関する
条例第9条の規定により、奨励金を交付されるよう申請します。

記

設置場所（詳細に記入のこと）

京都市 区

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(上下水道局下水道部管理課)